



陳情 7 第43号



宮原 モスク計画の施主である宗教法人ダルウッサラーム及び一般社団法人 FUJISAWA MASJID と藤沢市民による対話集会の開催等の陳情

陳情項目

- 1 宗教法人ダルウッサラームの代表役員と責任役員及び一般社団法人 FUJISAWA MASJID の理事長と理事が出席し、藤沢市民との市民参加型対話集会の早期開催実現を議会が中心となって行動するよう陳情します。
- 2 宗教法人ダルウッサラームの上部組織であるタブリーグについて欧米各国のシンクタンクから報告書が多数提出され公表されています。これらの報告書の信憑性確認のため、藤沢市議会に対し、地方自治法 100 条の調査権の行使を陳情します。具体的には、特別委員会を開催し、宗教法人ダルウッサラームの代表役員等と一般社団法人 FUJISAWA MASJID の理事長等を「その他関係者」として出頭させ、前述の報告書に対する意見陳述、反論、資料提出等により、報告書の真偽を確認していただきたい。
- 3 藤沢市が行政行為としてではなく、宗教法人ダルウッサラームと一般社団法人 FUJISAWA MASJID と下記の事項につき公害防止協定等と類似の私人間契約を締結する事を市議会で審議、議決するよう陳情します。
 - (1) 日本国憲法、日本国内の法律、日本国が締結した条約の遵守。及び日本国の文化、道徳、慣習等を尊重する事。
 - (2) モスクでの 1 日 5 回の礼拝の時間を知らせるアザーンの放送禁止。
 - (3) 屋外及び公共の場（道路を含む）での礼拝行為の禁止。
 - (4) 市民に対し恐怖感、著しい違和感を与える威圧的なデモ等の禁止。
 - (5) 地方自治体に対し、ハラール給食及び土葬に関する働きかけをしない事。
 - (6) モスク等の礼拝場に訪れた者の台帳を作成し、市から請求があった場合には、提出する事。
 - (7) (1) から (6) までの契約の実効性確保のため、契約違反があり、改善されない場合には、モスク等の礼拝場の閉鎖等の合意。
 - (8) モスク等の礼拝場に滞在、または、出入りした者が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に該当する行為をし、有罪の判決が確定した場合には、モスク等の礼拝場の閉鎖の合意。
 - (9) 本協定を公正証書とする事。

陳情理由

1 について。

藤沢市宮原地区におけるモスク建設計画に反対の署名が 2 万人を超え、その中には、藤沢市民も多く含まれていると推認されます。もはや、宮原地区だけの問題ではなく、藤沢市全体の問題といえます。このまま、モスクが建設されますと、藤沢市民の間で深刻な対立、紛争が生じる危険性があります。これを防止し、相互理解の観点から本件を提案します。市議会の役割は、多様な民意を集約し利害調整を図るとされています。(総務省 HP 地方議会より引用) また、藤沢市多文化共生のまちづくり指針の基本目標である「共に生きる地域社会づくり」や市民等への意識啓発、多文化共生推進の環境整備等に本提案は合致してと思われます。

2 について。

地方自治法 100 条の事務については住民の生命、身体の安全に関する事も当然に含まれ事から(住民の福祉の向上(法 1 条の 2)、)提案します。宗教法人ダルウッサラムの HP によれば、タブリーグ関係者によって活動が開始されたこと。活動については、タブリーグ国際評議会の指導に従うと記載されています。タブリーグとは、タブリーギジャマート、tablighi jamaat(TJ)の日本語訳であり、tablighi jamaat とネット検索すれば、SADF(南アジア民主フォーラム)、AFPC (アメリカ外交政策評議会)、Middle East forum,等の各国シンクタンクがタブリーグに関する報告書を公表しています。これらによれば、サウジアラビア、ロシア、タジキスタン等中央アジア各国でタブリーグの活動が禁止されており、藤沢市において法に適合していますので、建設を許可しますなどの単純な問題ではありません。また日本国は TOC 条約の加盟国でもあります。なお、証拠資料の添付につき、陳情の禁止事項である団体の名誉、信用を失墜させるおそれがあるものに該当するとして陳述が禁止される可能性もありますので、添付を差し控えますが、証拠資料の添付につき要求があれば、提出します。

3 について。

これらを、条例、行政行為として行えば、憲法問題が生じます。しかし、モスク建設後、近隣住民や周辺住民の生活環境の維持、平穏な生活を確保する事は藤沢市の責務であります。信教の自由と住民の平穏な生活する権利との利害調整として、本陳情をします。藤沢市と当該宗教法人とが、対等な立場に立って任意に合意し、その内容が比例原則、平等原則等の一般原則に反しないものであれば、法的拘束力が生じます。(日本評論社 基本行政法第 2 版、中原茂樹著。有斐閣 行政法 I 第 5 版 塩野宏著。信山社 行政契約精義 確井光明著)

令和 7 年 11 月 20 日

住所 藤沢市片瀬海岸 1-13-12 702 号

氏名 高辻 洋

藤沢市議会議長

山口政哉 様



陳情 7 第47号

宮原モスク計画施主である〈宗教法人ダルウッサーラム〉及び〈一般社団法人FUJISAWA MASJID〉と、藤沢市民を対象とする説明・対話集会開催 等の陳情

【陳情項目】

- (1) 宗教法人ダルウッサーラム及び一般社団法人 FUJISAWA MASJIDの代表者（以下モスク代表者）が出席し、全藤沢市民を参加可能とする市民参加型の説明・対話集会の早期実現を陳情します。
- (2) 藤沢市がモスク代表者と下記項目につき確認し契約を締結する事につき、市議会で審議・議決するよう陳情します。
 1. 日本国憲法、日本国内の法律等の順守。及び日本国の文化、道徳、伝統、習慣等に敬意を表し尊重・順守する事。
 2. モスクでのアザーンの放送禁止。
 3. 屋外及び公共の場での礼拝行為の禁止。
 4. 市民に対し恐怖感、著しい違和感を与える威圧的なデモな行為等の禁止。
 5. 地方自治体に対し、ハラール給食及び土葬等、日本文化・慣習と明らかに異なる制度や行為の働きかけをしない事。
 6. 礼拝所訪問者の台帳を作成し、市からの請求に基づき提出する事。
 7. 1～6の契約について違反があり、改善されない場合には、礼拝所の閉鎖等の合意。
 8. 礼拝所に入出入りした者が組織的な犯罪及び犯罪収益の規制等に関する法律に抵触し、有罪が確定した場合には、礼拝所の閉鎖の合意。
 9. 本協定を公正証書とする事。

【陳情理由】

宮原地区ではありませんが、藤沢市民として以下のことを懸念しております。

- (1) 他の地区で既に野外での大きな礼拝等が行われており、その際に交通整理等が行われている。今回建設予定のモスクは大規模であり、警察の負担が増えること。
- (2) 小学校のハラール給食、礼拝の対応等、学校の負担が増えること。
- (3) 住民の不安に対して合意形成がなされていないことによるトラブル
- (4) 公衆衛生の観点から土葬に対する懸念

2025年(令和7年)11月24日

神奈川県藤沢市

藤沢市議会議長
山口 政哉 様



宮原モスク計画施主である〈宗教法人ダルウッサーラム〉及び〈一般社団法人
FUJISAWA MASJID〉と、藤沢市が契約締結する事につき市議会で審議・決議
する事の陳情

【陳情項目】

藤沢市が、宗教法人ダルウッサーラム及び一般社団法人 FUJISAWA MASJID と下記項目につ
き確認し契約を締結する事につき、市議会で審議・議決するよう陳情します。

- ①日本国憲法、日本国内の法律等の順守。及び日本国の文化、道德、伝統、習慣等に敬意を
表し尊重・順守する事。
- ②モスクでの1日5回の礼拝の時間を知らせるアザーンの放送禁止。
- ③屋外及び公共の場(道路や近くの広場等)での礼拝行為の禁止。
- ④市民に対し恐怖感、著しい違和感を与える威圧的なデモ行為等の禁止。
- ⑤地方自治体に対し、ハラール給食及び土葬等、日本文化・慣習と明らかに異なる制度や行為
の働きかけをしない事。
- ⑥モスク等の礼拝所に訪れた者の台帳を作成し、市から請求があった場合には提出する事。
- ⑦ ①～⑥までの契約の実効性確保のため、契約違反があり、改善されない場合には、モスク
等の礼拝所の閉鎖等の合意。
- ⑧モスク等の礼拝所に滞在、または出入りした者が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制
等に関する法律に該当する行為をし、有罪の判決が確定した場合には、モスク等の礼拝所の閉
鎖の合意。
- ⑨本協定を公正証書とする事。

【陳情理由】

- (1) 騒音、特定日における渋滞・大混雑
- (2) 環境悪化・地域への評価悪化による地価の下落(実例あり)、ゴミ管理やマナーの悪化、
日本の文化や伝統の棄損
- (3) ハラル食や土葬等、イスラム文化の日本人への押し付け
- (4) 布教活動や婚姻によるイスラム教徒の増加、高出生率によるイスラム人口の高速増加
- (5) 治安悪化の心配(外国人による犯罪は日本人の 1.7 倍←先日の国会答弁より)
- (6) 低賃金労働者の大量受入れによる日本人の雇用機会の逸失、賃金抑制
- (7) 藤沢市における外国人比率の上昇、日本人比率の減少
- (8) 上記(1)～(7)の結果、5～10 年後を見据えた時、藤沢市がニューヨークの様な外国人の
街になってしまうその始まりになりかねない恐れ

日本国は石破総理から高市総理に変わり、小野田紀美大臣がリーダーとなって「外国人との秩
序ある共生社会」につきゼロベースから見直し、年明けには新しい方向性を示されますが、
藤沢市も独自に、外国人の受入れをどの程度を行うのか、または抑制するのか、、、藤沢市の
5～10 年先を見据えて市民と共に考える機会を作って頂きたいです。

令和7年 11 月 26 日
(以下次葉)



(以下次葉)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(以下次葉)

[REDACTED]

藤沢市議会議長 山口政哉 様

陳情 7 第48号

藤沢モスク予定地とされる藤沢市宮原3344番1並びにその周辺付属地域の開発建築許可申請の許可についての陳情



【陳情項目】

以下の内容について、市議会に求めます。

1. 本件開発建設行為について、開発事業者である宗教法人ダル・ウッサラーム、一般社団法人藤沢マスジド、並びに関連する団体個人に関して、以下に述べる調査が終了しその合法性が完全に確認され、一切の違法性が無いことが確認されるまで、開発許可を一時停止すること。
2. 同じく、建設許可も一時停止すること。
3. 宗教法人ダル・ウッサラーム並びに一般社団法人藤沢マスジド、並びに関連する団体個人に関して、資金源、役員職員の在留資格、履歴、犯罪歴、将来の在留計画等の調査確認など、一連の事項についての合法性の調査をおこなうこと。
資金源については、海外からの資金の有無、海外政府の関与の有無、過激派など反社会的勢力からの関与の有無、資金が寄付ということであれば、その寄付の源泉は何か、等も調査を行うこと。
4. 調査結果については、藤沢市民のみならず、周辺住民すべてにとって、安心安全に日々を過ごすための一助となるため、是非とも開示すること。

【陳情理由】

宗教法人ダル・ウッサラーム並びに一般社団法人藤沢マスジド、並びに関連する団体個人に関して、資金源、役員職員の在留資格、履歴、犯罪歴、将来の在留計画等の調査確認など、一連の事項についての合法性の調査を行っていただけますよう、陳情いたします。

資金源については、海外からの資金の有無、海外政府の関与の有無、過激派など反社会的勢力からの関与の有無、資金が寄付ということであれば、その寄付の源泉は何か、等の調査も陳情いたします。

該当の土地を相場よりはるかに高い金額で、しかもキャッシュで購入したという噂があります。また、周辺の土地も相場よりはるかに高い値段で、キャッシュで購入しようとしているという話もあります。どうやってそのような大金をキャッシュで用意できるのか、どのような資金の流れによりそのようなことができるのか、等々の資金の流れも調査する必要があります。

宗教法人ダル・ウッサラームと共に、一般社団法人藤沢マスジドも含めて、これら一連の事項について各種資料が開示されず、合法性を確認し一切の違法性が無いことが確認できない場合は、この藤沢モスク建設事業に関して、何らかの違法行為が行われているという疑いを否認しません。そのような団体が当該事業の事業主体であるとし、それは、私達藤沢市民のみならず、周辺住民すべてにとって、安心安全に日々を過ごすという最も基本的な人権が侵害されることにつながります。

したがって、少なくとも、上記で指摘した一連の事項について、完全な合法性の確認ができ、また、一切の違法性が無いことの確認ができるまで、当該開発並びに建設計画の許可は一時停止することを陳情いたします。

調査結果につきましては、藤沢市民のみならず、周辺住民すべてにとって、安心安全に日々を過ごすための一助となりますので、是非とも開示することを陳情いたします。



2025年(令和7年)11月22日

神奈川県藤沢市

藤沢市議会議員
山口 政哉 様

陳情 7 第51号

神奈川新聞（2025年9月27日付）で報じられた「市議5名による公務中の中抜け」事案についての陳情



【陳情項目】

神奈川新聞（2025年9月27日付）で報じられた「市議5名による公務中の中抜け」事案について、

- 1) 本件に関する事実関係について、藤沢市議会として調査を行うこと。
- 2) 調査の結果を、市民に分かりやすい形で公表すること。
- 3) 当該5名の議員が、公務中の行動について説明を行う機会を設けること。
- 4) 政務活動費の使用状況について、適正性を確認し、必要な措置を検討すること。
- 5) 視察・研修時の出席管理や行動基準について、再発防止に向けた見直しを行うこと。

【陳情理由】

2025年9月27日の神奈川新聞の報道において、藤沢市議5名が札幌市での研究フォーラム参加中に会場を離れ、公務とは直接関係のない行動をしていた可能性があることが伝えられました。この報道を受け、市民の間では、議会活動の進め方や政務活動費の使われ方について、さまざまな疑問や不安の声が生じております。

そのような中、当該5名および藤沢市議会として、現時点で公式な説明が十分に示されていない状況にあります。また、当該議員の一部の方が、ご自身のSNSにおいて「誤解を招く」との趣旨で報道内容に反論する投稿をされている一方、議会局に問い合わせたところ、「概ね事実であったと当該議員に確認している」との回答をいただきました。

これらの情報に相違が見られることから、事実関係をどのように理解すべきか、市民として判断が難しい状況にあります。

議会および議員の皆さまが日頃から市政のため真摯に取り組まれていることは承知しておりますが、このような報道があった際には、事実関係を丁寧に整理し、必要な説明を行っていただくことが、市民の信頼を守るうえで大切であると考えます。

本陳情は、特定の議員を非難することを目的とするものではありません。

「何が起きたのかを明らかにし、議会として透明性と説明責任を果たしていただきたい」という、市民としての率直な願いから提出するものです。

調査と説明が適切に行われ、必要に応じて運用の改善が図られることで、議会に対する信頼がより強まることを期待しております。

2025年(令和7年)11月24日

神奈川県藤沢市

鈴木 一也

藤沢市議会議長
山口 政哉 様



陳情 7 第55号

宮原モスク建設計画に関連し、藤沢市全域においての土葬禁止の条例の設立を求める陳情

【陳情項目】

藤沢市議会にて、藤沢市全域においての土葬禁止の条例を制定していただけますよう、陳情いたします。

【陳情理由】

宮原モスク建設計画の事業者の一部である、一般社団法人FUJISAWA MASJIDの一般社団法人登記簿内の目的の中に、下記の項目があります。

12. イスラム式葬儀の実行・墓地等の保有

現在の藤沢市の条例においては、条件を満たせば土葬は可能ということになっております。しかしながら、現実的には火葬が主体であり、土葬に関しては下記の問題があります。

地下水の汚染
病原体残存
悪臭の発生
害虫の繁殖
動物による掘り起し
分解不全
一般の市民感情

一番大きい問題点は、一般の市民感情だと思われます。土葬は受け入れがたいものがあります。

したがって、一般社団法人FUJISAWA MASJIDにより土葬が行われることになれば、藤沢市において大きな問題になると考えます。

以上の理由により、藤沢市議会として、藤沢市全域において土葬禁止の条例を制定していただけますよう、陳情いたします。



2025年(令和7年)11月25日
神奈川県藤沢市

藤沢市議会議長
山口 政哉 様

陳情 7 第72号



藤沢宮原モスク建設計画に関連し、日本の法律よりも優先されるというシャリーア法の調査に関する陳情

【陳情項目】

藤沢宮原モスク建設計画の事業主体である宗教法人ダル・ウッサラームと一般社団法人藤沢マスジドならびにイスラム教徒全般の意図や目的、行動指針等を理解するために、藤沢市議会において、シャリーア法の内容を調査し、日本国憲法や他の法律や条令との矛盾点を詳細に確認して、それを公開していただけますよう、陳情いたします。

【陳情理由】

私達には、日本という国家の最上位の法として、日本国憲法を守る義務があります。しかしながら、イスラム教では、イスラム法である「シャリーア法」が最上位の規範となり、その法源の筆頭は神の啓示である「コーラン」であり、預言者ムハンマドの言行録である「ハディース」です。

このモスク建設を進めている、藤沢市内のイスラム教徒コミュニティに関係する、あるイスラム教徒の方へのインタビューにおいて、彼はイスラム教のシャリーア法が日本の法律より上回ると言っています。シャリーア法は憲法であると繰り返し、日本の法律とシャリーア法に矛盾はない、と言っています。ただし、矛盾した時には、シャリーア法に従うとはっきり言っています。

これは「日本国憲法第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」の趣旨に反します。憲法は各々国によって異なります。例えば、日本に居住しているアメリカ人は日本国憲法に従います。自国で拳銃の所持を許されていても、日本に居住すれば、所持することは許されません。日本において、彼らが、日本国憲法より上回る憲法があると認識していること自体、大きな問題です。

そもそも、私達は、シャリーア法の全体像や実態がわかりません。この方は、「教育から社会、農業、健康、軍隊、国家、子ども、奥さん、中絶、流産、全部憲法です。」と言っていますが、その詳細はわかりません。矛盾する場合は、日本人にはわからないシャリーア法を優先させると言っているのです。

基本的に、コーランとハディースを法源としたシャリーア法は、イスラム法学者がこれらの法源を解釈、体系化していますが、解釈の仕方の違いにより、いくつかの法学派が存在すること。現在私は、シャリーア法、コーラン、ハディースすべてにおいて、イスラムの研究者による日本語訳された部分的なものを見るしか術がありません。

私達に従っている最高法規である日本国憲法との矛盾があった場合、私達が知り得ないシャリーア法という“憲法”を優先する人たちの拠点が、藤沢市宮原に建設され、彼らが活動することは、藤沢市民として大きな不安です。

居住する国の憲法よりも自分達の憲法が上回る、と主張している人達との共生は難しいと思います。藤沢宮原モスク建設計画の事業主体である宗教法人ダル・ウッサラームと一般社団法人藤沢マスジドならびにイスラム教徒全般の意図や目的、行動指針等を理解するために、藤沢市議会において、シャリーア法の内容を調査し、日本国憲法や他の法律や条令との矛盾点を詳細に確認して、それを公開していただけますよう、陳情いたします。

収受

11.24

藤沢市議会局

2025年(令和7年)11月24日

神奈川県藤沢市

藤沢市議会議長
山口 政哉 様